

認可外保育施設に関する Q&A

Q 「認可外保育施設」とは、どのような施設ですか？

A 「認可外保育施設」は、一般的には、「無認可」とも言われています。

保育施設は、法律に基づく認可を受けた「認可施設」と、認可を受けていない「認可外保育施設」とに分類されます。

「認可施設」

- ・認可保育所 児童福祉法による認可を受けたもの（定員20人以上）
小学校就学前までの保育が必要な子を預かる。
- ・地域型保育事業 児童福祉法による認可を受けたもの（定員19人以下が原則）
0歳から2歳までの保育が必要な子を預かる。
- ・幼保連携型認定こども園 認定こども園法による認可を受けたもの
保護者の就労状況等によらず、小学校就学前までの子を預かる。

「認可外保育施設」

「認可施設」以外の子どもを預かる施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものも含む。）の総称です。平成27年4月からはベビーシッターも対象となりました。

施設の名称は、〇〇保育室、〇〇託児所、〇〇ベビールームなど、さまざまです。

また、その設備や保育の内容は、施設により相当異なっています。

Q 認可施設と認可外保育施設は、どのような違いがありますか？

A 主な違いは、次のとおりです。

(1) 設置基準

認可施設、認可外保育施設、それぞれ設置・運営基準が定められています。

認可外保育施設の基準は、認可施設と比較すると、緩やかなものになっています。

(2) 事業の目的

認可施設は、越谷市の計画などに基づき、計画的に設置される施設です。

認可外保育施設は、設置者が自由に設置できます。

(3) 申込方法

認可施設は、利用の際は、子ども・子育て支援法による支給認定が必要になるため、越谷市への申込みが必要になり、保育が必要な子の場合は越谷市で利用調整を行います。

認可外保育施設にはそのような制限はなく、希望すれば誰でも施設に直接申し込み、契約することができます。

(4) 保育料

認可施設は、保護者の収入に応じた保育料となり、保育料の決定は、保護者の居住地のある市町村が行います。そのため、基本的には、同額になります。

認可外保育施設は、設置者が自由に設定できるため、施設によってさまざまです。

(5) 運営費

認可施設は、施設の運営に係る費用が、国、埼玉県、越谷市から出ています。

認可外保育施設は、原則として保護者からの保育料のみで運営しています。

Q 認可外保育施設は、基準を満たさないので認可施設になれないのですか？

A 一口に認可外保育施設といっても、その目的や特徴、目指す保育内容はさまざまです。

認可外保育施設は、公費による運営費等の収入源がなく、その基準は認可施設よりも緩やかに定められていますが、だからといって認可施設より劣っているとはいえません。また、すべての認可外保育施設が、必ずしも認可施設を目指している訳ではありません。

例えば、認可施設という制度になじまない、特定の子どもを預かるための施設もあれば、特徴的な教育プログラムを実践したいという施設もあります。また、認可施設は越谷市が計画的に設置しているので、認可外保育施設が基準を満たせば、自動的に認可施設になるということではありません。

認可施設だから良い、認可外保育施設だから悪いということではないので、保護者自身の目で直接確認し、十分な説明を受け、納得した上で選ぶことが大切です。

Q 認可外保育施設には、越谷市の関与はないのですか？

A 原則として、1日に子どもを1人でも保育する施設は届出対象施設となり、開設の際は、越谷市への届出が必要となります。（ただし、企業の従業員向け保育施設など利用者が限定される施設や、臨時に設置される施設などは、届出義務の対象外となっています。）

また、届出対象施設であるか否かにかかわらず、認可外保育施設は越谷市の指導監督の対象となっています。越谷市は、市に設置届等が提出された認可外保育施設に対して、年1回の運営状況の報告を求めたり、立入調査を行ったりしています

認可外保育施設の開設や運営に当たっては、児童の安全及び適切な保育水準確保の観点から、「認可外保育施設指導監督基準」を満たす必要があります。

Q 「立入調査」とは、どのような調査ですか？

A 児童福祉法等に基づき市が行う調査のことで、「認可外保育施設指導監督基準」に照らして適切な運営・保育内容であるか、年に1回施設へ立ち入って調査します。

届出対象の認可外保育施設の調査結果については、中核市移行に伴い、平成27年度実施分から越谷市公式ホームページで広く公開する予定ですので、施設を選ぶ際の参考資料としてください。

Q 認可外保育施設の料金は、どのように決められているのですか？

A 認可外保育施設の料金は、施設が自由に設定することができます。サービス内容に応じて、料金の仕組みも金額もさまざまなので、施設に直接問い合わせてください。

一般的には、児童の年齢や利用時間に応じた、月極・時間単位の基本料金や延長料金などが設定されている施設が多いようです。また、食事代やおむつ代、その他のサービスなどが別料金の施設もあります。

なお、施設を利用する際は、事前に契約内容と料金について十分に確認しましょう。

通常、認可施設に比べ、収入を利用料金に頼る認可外保育施設は、利用料金が高くなる傾向があります。事業者が補助金を受けていたり、非営利目的で運営していたりする例外を除き、余りにも安すぎる料金は、どこか無理があるのではと思ったほうがよいでしょう。